

事業者認定書

令和3年4月1日

木協産業株式会社 殿

宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会
会長 前田 隆 様



令和3年2月6日付けで申請のありました合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請について、当連合会の合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

記

団体認定番号 : 宮崎県素連第609号
事業者の所在地 : 宮崎県都城市丸谷町458番地
事業者の名称 : 木協産業株式会社
代表者の氏名 : 代表取締役 木協 桂太郎
認定の有効期間 : 令和3年4月1日 ~ 令和6年3月31日

【注意事項】

この認定書の交付を受けた事業者（責任者）は、伐採した木材を法令及びガイドラインに基づき、適正に分別管理・書類管理を行わなければならない。

特に以下の項目において法令に違反する行為が確認され、改善措置が執られない場合は認定を取り消します。

- この認定書の交付を受けた認定事業者は、伐採に当たって原木の生産される地域における森林に関する法令に照らし手続きを適切に行うことを約束するものです。
- 認定事業者は、直近の納入先の関係事業者に対して、納入する木材の利用目的（合法性、持続可能性であること、間伐材であること、木質バイオマスであること）によって適正にかつ、分別管理されていることを証明する書類（証明書）を交付しなければなりません。
- 認定事業者は、毎年一定の時期に認定団体に前年度の取扱実績を報告することとしています。
- 申請内容に変更があった場合は届け出て下さい。

※継続（更新）のご案内は、郵便にて有効期限前（2月初旬頃）にお知らせします。

※紛失に伴う本認定書の再発行には手数料1,100円（税込）が発生します。